

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法律の題名を独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（以下「農林水産消費安全技術センター法」という。）に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人農林水産消費技術センターから独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「農林水産消費安全技術センター」という。）に改称すること。

（農林水産消費安全技術センター法第一条及び第二条関係）

二 農林水産消費安全技術センターの目的の改正

農林水産消費安全技術センターは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品

質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とすること。

(農林水産消費安全技術センター法第三条関係)

三 農林水産消費安全技術センターの役員数の変更

農林水産消費安全技術センターに、理事四人以内を置くことができるものとする。

(農林水産消費安全技術センター法第七条第二項関係)

四 農林水産消費安全技術センターの業務の範囲の変更

(一) 農林水産消費安全技術センターは、二の目的を達成するため、従来の業務に加え、次の業務を行う

ものとする。

(農林水産消費安全技術センター法第十条第一項関係)

イ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。

ロ 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ハ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

ニ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

ホ イからニまでの業務に附帯する業務を行うこと。

(二) 農林水産消費安全技術センターは、(一)の業務のほか、従来の業務に加え、次の業務を行うものとすること。
(農林水産消費安全技術センター法第十条第二項関係)

イ 肥料取締法第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の第三第二項の規定による立入検査及び質問

ロ 農薬取締法第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査

ハ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去

ニ 地力増進法第十七条第一項の規定による立入検査

第二 独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

一 森林総合研究所の目的の改正

独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとも

に、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とすること。

（森林総合研究所法第三条関係）

二 森林総合研究所の業務の範囲の変更

森林総合研究所は、一の目的を達成するため、従来の業務に加え、次の業務を行うものとする。

（森林総合研究所法第十一条関係）

イ 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。

ロ イの業務に附帯する業務を行うこと。

第三 附則

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 肥飼料検査所等からの職員の引継ぎ

独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「

農薬検査所」という。）から農林水産消費安全技術センターへの職員の引継ぎについて所要の規定を設けること。
(附則第二条関係)

三 肥飼料検査所等の解散等

肥飼料検査所及び農薬検査所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて農林水産消費安全技術センターが承継する等とすること。
(附則第三条関係)

四 農林水産消費安全技術センターによる国有財産の無償使用

国は、この法律の施行の際現に肥飼料検査所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、農林水産消費安全技術センターに無償で使用させることができるものとする。
(附則第五条関係)

五 独立行政法人林木育種センターの解散等

独立行政法人林木育種センターは、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて森林総合研究所が承継する等とすること。

(附則第六条関係)

六 独立行政法人肥飼料検査所法等の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとする。

(附則第九条関係)

(一) 独立行政法人肥飼料検査所法

(二) 独立行政法人農薬検査所法

(三) 独立行政法人林木育種センター法

七 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。